

# 企業・法人の皆様へ ～ 未来を育てるおてつだい～

私立学校への寄付のごあんない

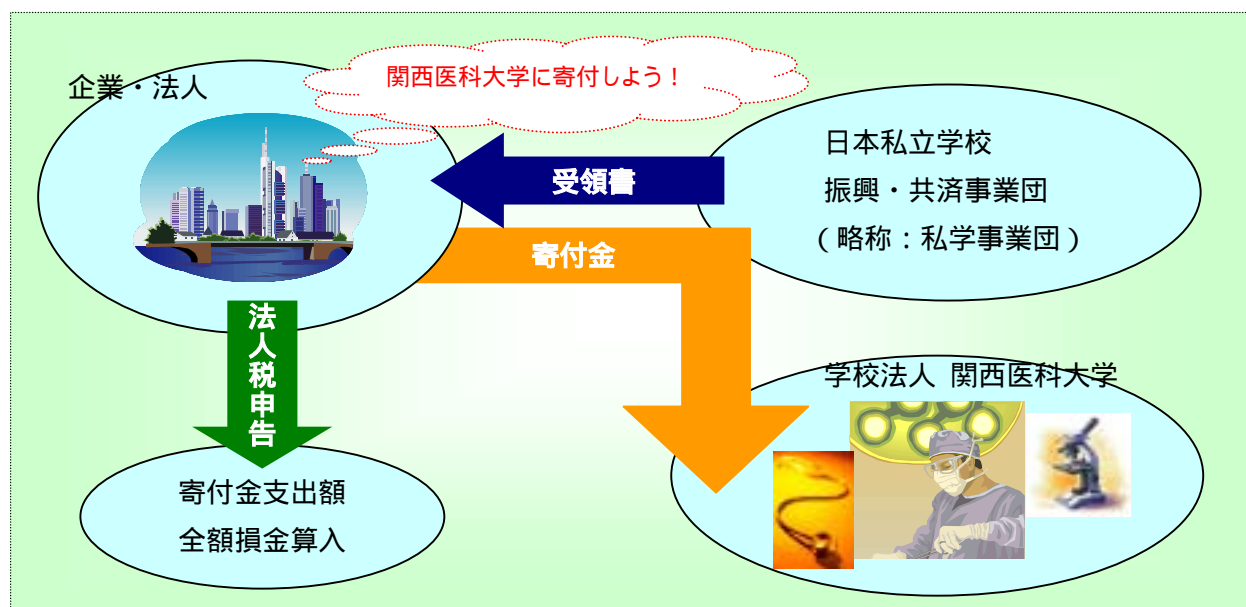
## 私立学校への寄付金は、全額損金算入できます

「受配者指定寄付金制度」は、私学事業団が寄付金を受け入れ、指定された私立学校に寄付金を配付する制度です。私立学校に寄付した場合、寄付金支出額全額を損金算入できる唯一の制度です。

毎年、企業・法人の皆様から、100億円を超える寄付金が私学事業団を通じて、全国の私立学校に寄付されています。皆様の篤志は、校舎建設、教育研究設備の充実、奨学基金、寄付講座の開設など、さまざまな教育研究事業に大切に活かされています。

学校法人関西医科大学では、この制度に基づき、教育研究経費や寄付講座などに係る寄付金の受け入れを行っております。

是非、この機会にご検討いただきますようお願いいたします。

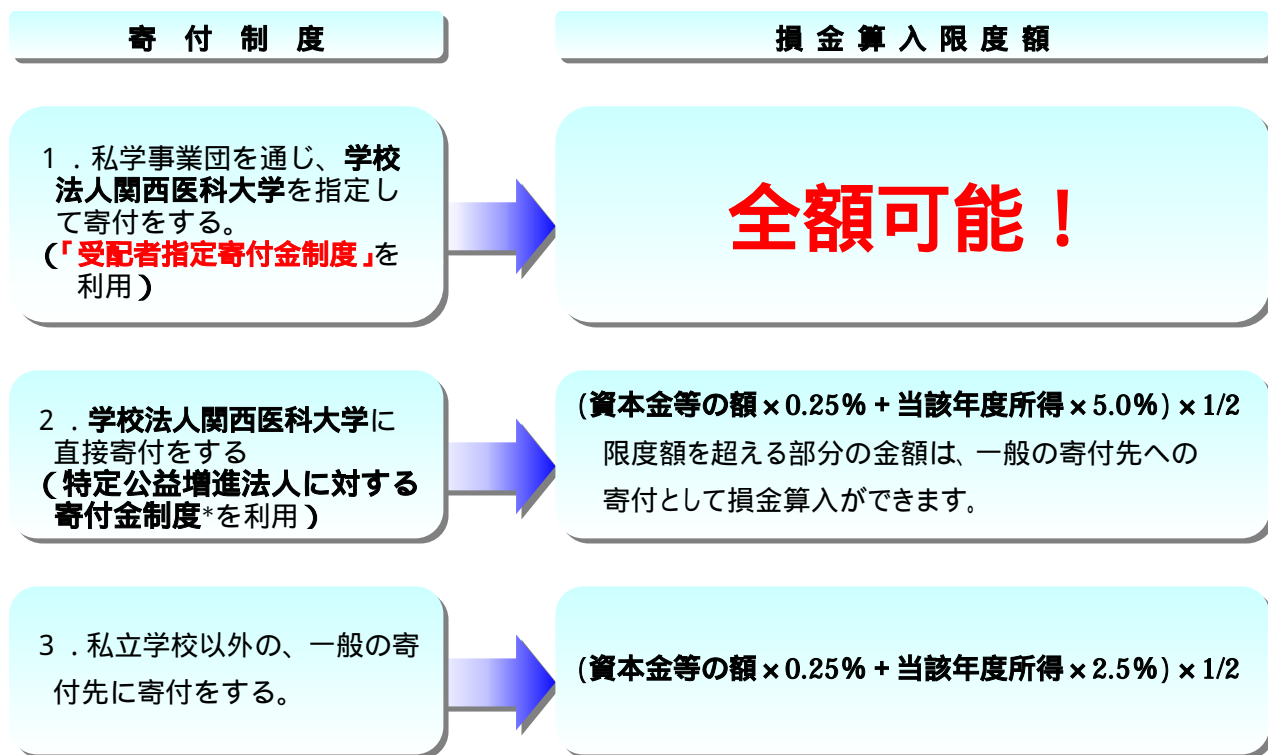


寄付金受入れのための審査料、事務手数料は一切かかりません。

学校法人関西医科大学 または 事業団までお気軽にお問い合わせください。

## 日本私立学校振興・共済事業団

企業・法人が私立学校に寄付をした場合、法人税法上、支出した寄付金を一定の割合で損金算入することが認められています。



\* **学校法人関西医科大学は、「特定公益増進法人」の証明を取得しています。**

**受配者指定寄付金制度は全額損金算入可能! 決算期を待って損金算入限度額を計算する必要がありません。時期を選ばず、思い立ったらいつでも寄付のタイミングです!**

【参考】個人で学校法人関西医科大学に寄付をお考えの方へ

個人が「学校法人関西医科大学に寄付をした場合、所得税法上、寄付金控除として所得から控除することが認められています。

(寄付金控除額)

寄付金額 (当該年分の総所得金額等の 40%) - 5 千円

学校法人関西医科大学または私学事業団までお気軽にお問い合わせ下さい。

お 問 い 合 わ せ

学校法人 関西医科大学

〒570-8506 大阪府守口市文園町 10 番 15 号

電話 06 (6993) 9556

募金室 (事務取扱: 財務部資金課)

日本私立学校振興・共済事業団

〒102-8145 東京都千代田区富士見 1-10-12

電話 03 (3230) 7315 ~ 7319

助成部 寄付金課